



平成22年7月23日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官 佐々木 加奈子

平成22年(少コ)第29号 貸金請求事件

口頭弁論終結日：平成22年7月16日

少 額 訴 訟 判 決

静岡市 [redacted]

原 告 [redacted]

名古屋市 [redacted]

被 告 [redacted] 株式会社

同代表者代表取締役 [redacted]

同 訴 訟 代 理 人 [redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、29万円及びこれに対する平成22年4月4日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、29万円及びこれに対する平成22年3月4日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求の原因の要旨

本件は、原告が、被告との間で締結した貸貸借契約に基づいて、被告に敷金29万円を交付したが、同貸貸借契約には、貸貸借契約終了時に敷金の一部を返還しない旨のいわゆる敷引特約が付されており、被告から敷金29万円のうち2万円しか返還されないことから、上記敷引特約が消費者契約法10条により全部無効であるとして、被告に対し、敷金返還請求権に基づき、敷金残金2